

苫小牧市緑ヶ丘公園陸上競技場条例・条例施行規則（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成26年4月24日 ～ 平成26年5月23日 （30日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数（項目） 1件 （1項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	〔原文〕・整理要約 有・〔無〕 有料は良いと思います。現在の改修にかなりの費用がかかっているでしょうし、利用者から取る利用料を基金して積んで、次回の改修の費用にあてるべきです。	陸上競技場を使用する際に負担いただく使用料は、陸上競技場の管理運営に要する費用の一部として充てていく考え方であります。	B

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。